

分権型社会の確立を目指して ～九州広域行政機構（仮称）の設立に向けて～

九州地方知事会では、地域主権戦略大綱（H22.6.22 閣議決定）に明記された「国の出先機関の原則廃止」の方針に呼応し、平成22年10月、国出先機関の事務、権限、人員、財源等を「丸ごと」受け入れるため、受皿としての「九州広域行政機構（仮称）」の構想を発表した。

以来、地方の立場から主体的に制度設計に参画し、建設的な主張を重ねた結果、平成24年6月、「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」が内閣府より示された。

先の通常国会への法案提出は見送られたが、現在示されている法律案は九州の主張を多く採り入れたものであり、評価できるものである。

なお、「移譲対象となる事務・権限の全体像」や「財源確保のための具体的な仕組み」、「持ち寄り事務」等の詳細については、依然として明らかにされていないが、従来からの九州地方知事会の主張を十分に踏まえた形での検討を進め、アクション・プラン推進委員会等の場において、早期に政府の考え方を示すことが必要である。

九州地方知事会においては、引き続き、九州各県議会議長会と連携するとともに、基礎自治体や経済団体等との意思疎通を深めながら、九州地域の活性化と住民福祉の向上を第一に、分権型社会確立の突破口を開く覚悟で、九州広域行政機構（仮称）の設立に向けた取組を進めていく所存である。

10月29日に臨時国会が召集された。国においては、政治の強力なリーダーシップの下、基礎自治体等の理解を得るための取組を進め、早期の法案提出を実現されるよう求める。

平成24年10月31日

九州地方知事会長

大分県知事 広瀬 勝貞